

# 葛巻町農業委員会 第35回総会議事録

1 日 時 令和3年5月20日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第9号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて
- 報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について
- 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆
- ④ 藤 岡 俊 策                      ⑤ 川 崎 美由起                      ⑥ 久 保 淳
- ⑧ 星 野 順 子                      ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

- ⑦ 落 宰 勝

6 議事録署名委員

- ⑧ 星 野 順 子                      ⑨ 南 坂 スガ子

7 書記(農業委員会事務局)

- 松 浦 利 明 (事務局長)      吉 田 実 菜 (係長)

事務局長  ただ今から葛巻町農業委員会第35回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

会 長  【あいさつ】

ご苦労様です。

今日は大変いい天気になりました。明日からまた雨の予報でした。大変貴重な一日になると思っていますので、出来るだけ早く総会を終了させたいと思っておりますので、ご協力お願いします。

それから昨日、農業委員会会長・事務局長研修会がありまして盛岡に行きましたが、令和3年度の農業会議の重要な説明がありました。主にマスタープランの実践に向けた農地集積・集約化の推進についてです。

令和2年度末までに、全て実施化するということがでしたが、コロナの関係で話し合い等出来なくて、36プランが実施化されていないということです。その中の3プランが当町にあります。

それらを今年度中に実質化し、更に集積・集約化を進めていかなければなりません。

農地コーディネーターと皆さんとで連携をとりながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一つ。農業新聞の購読について、全委員からとっていただきたい。そのほかに、更に各委員一人の新規をご協力をお願いしたいとのことですので、よろしくお願いいたします。

議 長  【開 会】

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第35回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、7番落宰委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長  《日程第 1》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、8番星野委員、9番南坂委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と吉田係長を指名いたします。

議 長  《日程第 2》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長  【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長  《日程第 3》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長  【係長 挙手】

吉田係長。

議 長  はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
4月22日 (木)	夢ミルクの会役員会 (みもれ)	松尾主幹 吉田係長
4月26日 (月) ～27日 (火)	令和3年度農業委員会等新任職員研修会 (盛岡市 産業会館) ・ (オンライン受講)	松尾主幹 吉田係長 (オ) 八重樫事務員 (オ)
4月27日 (火)	盛岡地方農業委員会連絡協議会幹事会 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎)	松尾主幹 (代理)
4月27日 (火)	令和3年度農地中間管理事業実務者研修会 (盛岡市 産業会館) ・ (オンライン受講)	吉田係長 (オ) 八重樫事務員 (オ)
4月28日 (水)	会計検査院第4局農林水産検査第1課実施検査受験に係る担当者会議 (盛岡市 アイーナ)	松尾主幹
5月13日 (木)	全国農業新聞情報員会議 (岩手県県民会館)	欠席
5月14日 (金)	現地確認調査 (町 内)	藤森委員 星野委員 松浦事務局 吉田係長
5月15日 (土)	第22回葛巻町植樹祭 (くずまき高原牧場)	深澤会長 松浦事務局
5月18日 (火)	盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議 (盛岡市 キャラホール)	深澤会長
5月19日 (水)	市町村農業委員会会長・事務局長研修会 (盛岡市 岩手県教育会館)	深澤会長 松浦事務局長
5月20日 (木)	令和3年度盛岡地方農業農村振興協議会幹事会 (盛岡市 岩手県公会堂)	書面決議

以上でございます。

議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

- 議 長  
事務局長
- 【事務局長 挙手】  
事務局長。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。  
●●第●地割字●●の田1筆1,590㎡は、●●●地区の●●●●さん所有の農地で、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。申請地の位置図は、6ページをご覧ください。  
今まで、数年間、耕作放棄地となっていた農地を、●●さんが借り受け、米を作付けするというものです。  
耕作放棄地からの再生かつ有効活用が図られることから、何も問題はないものと思われまます。  
なお、地区担当の高家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。  
以上、でございます。
- 議 長  
この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番藤森委員にお願いします。
- 議 長  
5 番
- 【5番 藤森委員 挙手】  
藤森委員。  
現地確認結果を報告します。  
この案件は、賃貸借権を10年間設定するものです。  
申請のあった土地は、田として利用されておりました。  
よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。  
以上で説明が終わりました。
- 議 長  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長
- 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長
- 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長
- 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。
- 議 長
- 《日程第5》  
次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。  
事務局より議案の説明を求めます。
- 議 長  
事務局長
- 【事務局長 挙手】  
事務局長。  
議案書は8ページをご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。  
葛巻町が庁舎新築に伴い、葛巻町保健センター及び同施設内に位置していた老人福祉センターが取り壊しとなるため、新たに高齢者福祉施設を新築し、高齢者等の交流活動の拠点とするものです。

- 町が農地を所有権移転し、永久転用するものでございます。
- 農地の所在は●●第●●地割字●●●でそれぞれ6名の所有者からなる田11筆6,741㎡でございます。各所有者については、一覧表をご覧ください。
- 申請地の位置につきましては24ページをご覧ください。●●●●●●●●の道路を隔てた真向かいの農地になります。
- 配置図は、26ページをご覧ください。
- 敷地内には、老人福祉センター1棟のほか、駐車場及び進入路と次年度以降となりますが、福祉作業所1棟を建設する予定となっております。
- 調査書は10～22ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。
- なお、地区担当の上家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。
- 以上でございます。
- 議長 この事業は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。
- 議長 8番 **【8番 星野委員 挙手】**  
 星野委員。  
 現地確認結果を報告します。  
 この案件は、葛巻町が高齢者福祉施設を建設するための永久転用でございます。申請地は、すべて地目は田であります。1番の土地は耕作されておりませんが、2～6番の土地は飼料畑として利用されておりました。  
 また、施設建設用地としては、必要最小限であることを確認しました。  
 よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。
- 議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 4番 **【4番 藤岡委員 挙手】**  
 藤岡委員。  
 この施設はいつ完成する予定ですか。
- 議長 事務局長 **【事務局長 挙手】**  
 事務局長。  
 これは令和2年度の事業を繰り越しして、令和3年度に設計をしているところです。工事については令和3年度の補正予算で対応して、令和5年度の8月までには完成したいというのが健康福祉課の意向のようでした。
- 議長 4番 **【4番 藤岡委員 挙手】**  
 藤岡委員。  
 わかりました。  
 他にございませんか。
- 議長 **【「なし」の声】**
- 議長 **【「異議なし」の声】**  
 異議なしと認め、採決に移ります。  
 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 **【挙手全員】**  
 挙手全員です。  
 よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決

定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

## 《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は29ページをご覧ください。

●●●●●●●●が●●●●溪流保全工事に係る資材置場及び駐車場等のため、令和3年1月15日に一時転用許可を受けたものですが、工事場所が山間部であるため、地形上の問題で重機が作業しづらい状況にあり、工事が難航・遅延していることから、工期が延長されたものです。

それに伴い、一時転用完了が当初の3月31日から7月31日まで延長されるというものです。30ページをご覧ください。

それぞれ、意見書に記載のとおり、工期を延長することで、従来の目的が達成されることから、一時転用の延長は、やむを得ないものと思われれます。また、工期延長については地権者からの同意も得ております。

なお、地区担当の上家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

### 【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

### 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

### 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

## 《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、33ページをご覧ください。  
先月の総会で一度ご説明したとおり、農地中間管理機構を通じた農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積については、「一括方式」となり、手続きが簡素化されております。

今回の一括方式の案件は1件です。

●●地区の●●●さん所有の田4筆畑2筆3,095㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、同地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

新規の案件となります。

利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

## 《日程第8》

議長 次に日程第8「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は34ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権貸借」について、ご説明いたします。今回の利用権貸借の案件は8件です。

1件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆2,398㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

2件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑1筆3,312㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

3件目は、●●●の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑1筆3,555㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

4件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑1筆2,265㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

5件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑3筆と田1筆、合計4筆5,456.54㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。



6件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●と●●第●●地割字●●の畑6筆31,045㎡を、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。

7件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆2,213㎡を、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。

ここまで、すべて再設定の案件となります。

8件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●と●●第●●地割字●●の畑2筆14,038㎡を、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。

こちらは新規の案件となります。利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上となります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号6番の久保委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【6番 久保委員 退席】

議長 事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は37ページをご覧ください。

●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆1,000㎡を同地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。再設定の案件となります。利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上となります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長

挙手全員です。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

久保委員は入室してください。

**【6番 久保委員 入室】**

**《日程第10》**

議長

次に日程第10「議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号16番の今待推進委員が利用権を受ける当事者の家族となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

**【16番 今待推進委員 退席】**

議長

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長

事務局長。

事務局長

議案書は38ページをご覧ください。

●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割字●●の畑2筆7,826㎡を●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。新規の案件となります。利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上になります。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長

挙手全員です。

よって、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

今待推進委員は、入室してください。

**【16番 今待推進委員 入室】**

**《日程第11》**

議長

次に日程第11「議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号5番の川崎委員が利用権を受ける当事者の家族となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

**【5番 川崎委員 退席】**

議長 事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 議案書は39ページをご覧ください。

公益社団法人 岩手県農業公社 所有の●●第●●地割字●●と●●第●●地割字●●の畑2筆10,018㎡を●●●地区の●●●●さんへ所有権移転するものです。

利用目的、売買価格はお目通しください。

以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

川崎委員は入室してください。

**【5番 川崎委員 入室】**

**《日程第12》**

議長 次に日程第12「議案第9号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 議案書は40ページからご覧ください。

この案件は、●●第●●地割字●●の畑1筆292㎡で、所有者は●●地区の●●●さんです。

農地以外の目的に供されるに至った事由は、昭和62年に一般住宅として新築する際に、農地転用許可申請を行わずに住宅を建築したものです。

申請地の位置につきましては42ページをご覧ください。

現在も、その住宅に居住していることから、今後、農地として使用されることはないものと思われま





..... 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第35回総会を閉会  
..... いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、  
ここに署名する。

令和3年5月28日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_